

日米構造問題協議最終報告書* (抄)

[日本側措置]

排他的取引慣行

II. 対応策

1. 独占禁止法及びその運用の強化 (略)

(2) 一層の透明性の確保

行政の透明性を確保し、抑止効果を一層高めて、同様な違反行為の未然防止を図るために、勧告や課徴金納付命令等の法的措置については、すべて、違反したものの氏名・名称、違反の態様及び違反に係る状況を含むその措置内容を公表するとともに、警告についても、例外的な場合を除き公表する。

* 日米両国の関係省庁における次官級担当者の作業部会において合意された内容を取りまとめ、我が国総理大臣及び米国大統領に提出されたもの(1990年6月28日公表)。